

第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画

平成29年度～平成33年度

概要版



みんなが主役！

つながろう、笑顔で

いきいきと輝くまち

古賀市

「男女共同参画社会」とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。その実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。(男女共同参画基本法より)

計画の基本理念、目的

基本理念

「人権の確立と両性の平等」

目的

「男女共同参画社会の確立」

計画の基本目標

I 男女平等意識の向上

II あらゆる分野における
男女共同参画の実現

III 男女の自立と社会参画
に向けた環境整備

IV 女性への暴力根絶

計画の期間

第2次古賀市男女共同参画基本計画の期間は、平成24(2012)年度から平成33(2021)年度までの10年間です。

策定から5年経過したため基本施策を見直し、平成29(2017)年度から平成33(2021)年度までの5年間の第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画を策定しました。



基本目標Ⅰ 男女平等意識の向上

性差別の実質的な解決を図るため、「男は仕事、女は家庭」というような男女の役割を固定的に考える意識を是正し、平等意識の向上を図るための取組を推進します。

基本方向1 男女平等意識の形成

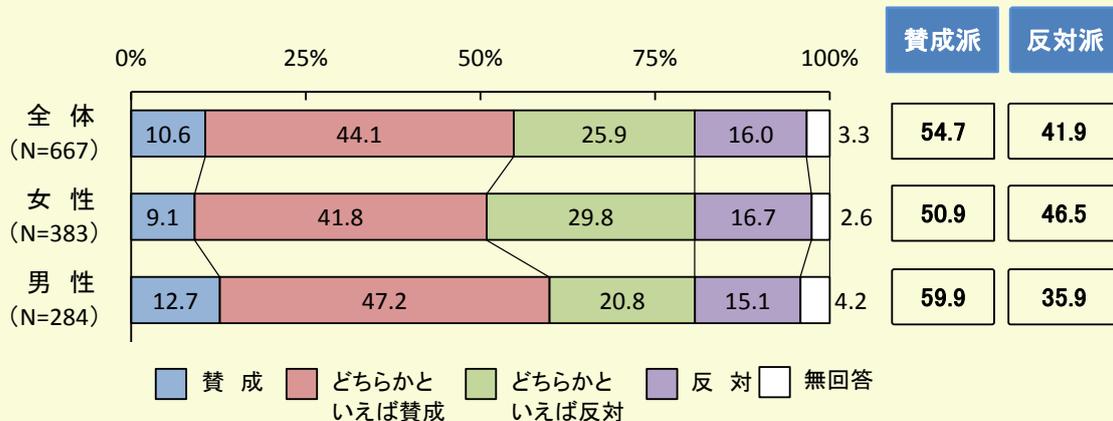
- (1) 固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発
 - 学習会や研修会の実施
 - 地域や団体での出前講座の実施
 - 市の広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌等による情報提供
- (2) 情報媒体における男女平等意識の啓発推進
 - 市の出版物等への男女平等の視点に配慮した表現の徹底
 - メディアリテラシー（情報を読み解く力）の育成

基本方向2 男女平等教育の促進、充実

- (1) 学校教育等における男女平等教育の推進
 - 幼児の発達段階に応じた教育の促進
 - 児童・生徒の発達段階に応じた教育の促進
- (2) 社会教育における男女平等教育の推進
 - 保護者に対する男女平等についての啓発
 - 関係資料の収集、活用
- (3) 教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上
 - 社会教育委員や分館長等社会教育関係者への啓発
 - 教職員・保育士等への啓発



■ 固定的性別役割分担意識



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現

政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、男女がともに就労や家庭生活、地域活動等において対等な立場で参画し、支え合う社会づくりを推進します。

基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

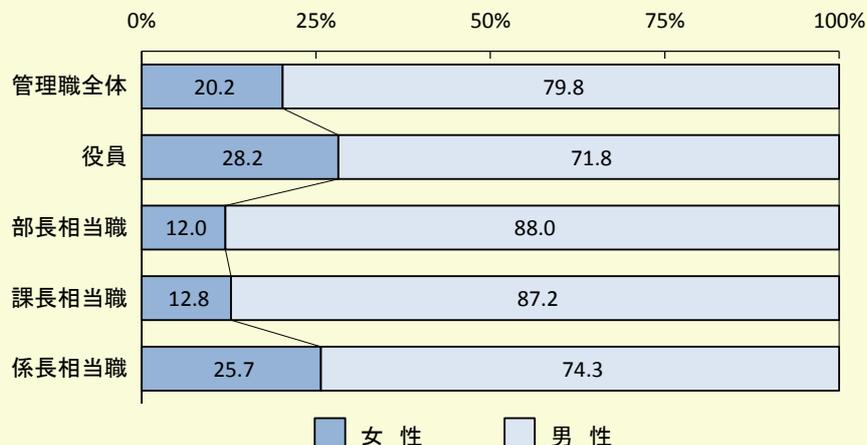
- (1) 審議会、協議会等における女性の参画拡大
 - 審議会等委員に男女それぞれが40%以上の構成目標の達成
 - 女性の参画を推進するための人材育成と情報の収集
 - 地域活動における女性リーダーの養成
- (2) 自治組織、各種市民団体等における女性の参画拡大
 - 役職者に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成の促進
 - 出資団体等への男女共同参画推進状況調査の実施
- (3) 古賀市職員における特定事業主行動計画の推進
 - 古賀市における女性職員の活躍の推進に向けた特定事業主行動計画の実施と周知
 - 古賀市「職員のための仕事と子育ての両立支援推進プラン」の実施と周知

基本方向2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進

- (1) 事業所における男女共同参画と女性活躍の促進
 - 事業所、商工自営業主等への啓発と情報提供
 - 推進状況調査の実施
- (2) 女性のニーズに応じた活躍の促進
 - 子育て等で就労を中断した女性への再就職支援
 - 女性のキャリアアップ支援
 - 女性への起業支援
- (3) 農業における男女共同参画の促進
 - 家族経営協定制度の周知及び女性農業者への支援
 - 農業団体等との連携による参画の促進



■ 事業所における役職ごとの男女構成比



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

基本方向3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

- 生活の自立を促す家事技術支援講座の実施
- 男女がともに参画する育児のための講座及び相談事業の実施
- 男女がともに参画する介護のための講座及び相談事業の実施

(2) 地域活動等における男女共同参画の促進

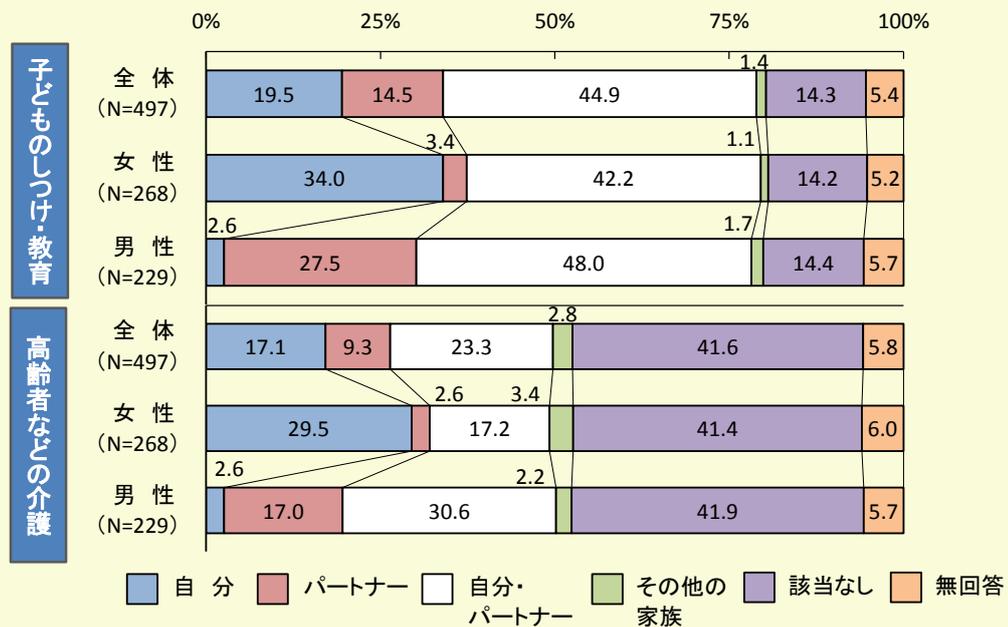
- まちづくりにおける男女共同参画の促進
- 地域防災における男女共同参画の促進

基本方向4 国際的視野に立った男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画に関する国際理解の促進

- 国際的視野を持つリーダー養成事業への市民参加の推進
- 国際理解のための機会の提供

■ 家庭内の役割分担の状況



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」



基本目標Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備

ワーク・ライフ・バランス（仕事と私生活の調和）を実施することにより、男女がともに育児・介護に携われる環境づくりを推進するとともに、家庭や地域生活においても多様な生き方を選択・実現できるようにするための取組を推進します。

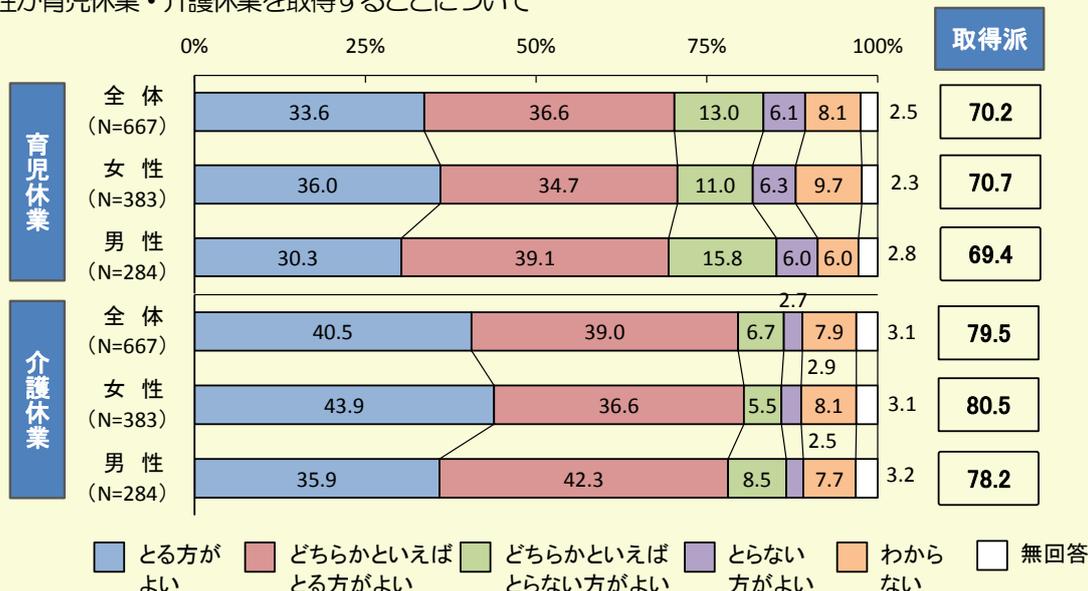
基本方向1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援

- (1) 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援
 - 男女共同参画の視点に立った子ども・子育て支援事業計画の促進
 - 男女共同参画の視点に立った仕事と介護の両立支援体制の整備
- (2) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進
 - 市民を対象とした法令や制度の周知
 - モデル事業所の紹介
- (3) ひとり親家庭等の自立に対する支援
 - 就労に関する情報提供、資格取得のための支援
 - ひとり親家庭等への支援施策の周知
- (4) 豊かな高齢期を送るための支援
 - 男女が共に参加するライフプランニングに関する研修会及び相談事業の実施
 - 生きがいのある生活を地域で支える仕組みの確立
- (5) 誰もが安心して暮らせるための支援
 - 様々な人権課題を持つ女性の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実

基本方向2 生涯を通じた健康管理への支援

- (1) 生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進
 - 母体の保護と母子保健対策の推進
 - 男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進
 - 性と生殖に関する健康と権利に関する情報及び学習機会の提供

■ 男性が育児休業・介護休業を取得することについて



資料：平成 27 年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

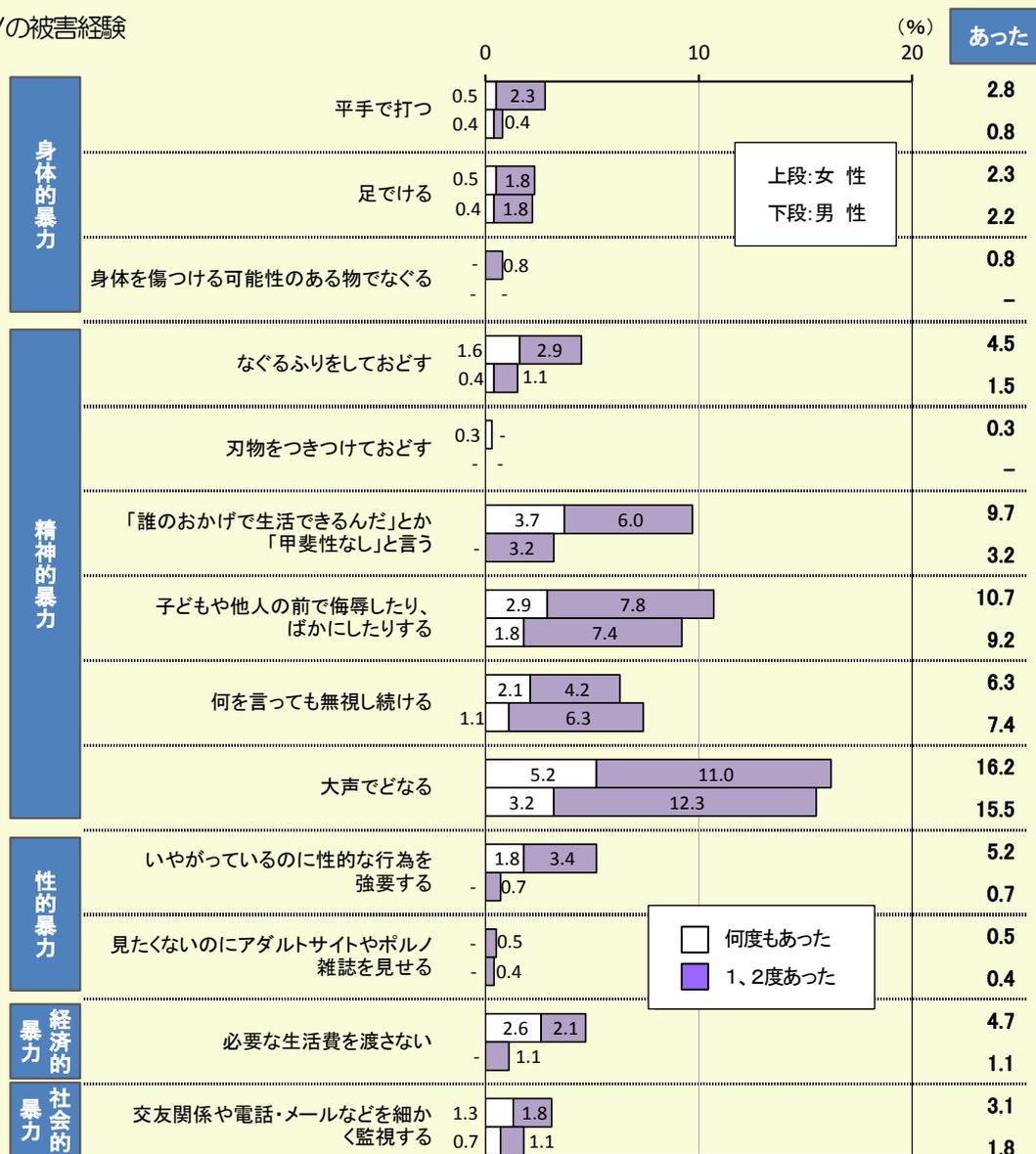
基本目標Ⅳ 女性への暴力根絶

暴力には、身体的暴力だけでなく精神的、性的、経済的、社会的暴力があることを示しながら、暴力根絶に向けた取組を推進します。

基本方向1 女性への暴力根絶と被害者支援

- (1) 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組
 - DV（デートDVを含む）防止に向けた啓発及び研修会の開催
 - DV相談機能（女性ホットライン等）の充実・強化
 - DV被害者支援体制の整備と連携強化
- (2) セクハラ・パワハラ等暴力の根絶
 - セクハラ・パワハラ等暴力を防止する環境づくり
 - 性暴力の防止と被害者への支援

■ DVの被害経験



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

相談窓口

●こが女性ホットライン

電話 092-401-5353

【開設日・時間】毎日（祝日、年末年始除く）10時～17時 木曜のみ19時まで
配偶者・パートナーからの暴力、セクハラ、夫婦・家族のこと、子育て、仕事、人間関係など女性の悩みごと相談。

●子育て支援課家庭支援係（サンコスモ古賀内）

電話 092-942-1159

【開設日・時間】月曜から金曜（祝日、年末年始除く）8時30分～17時
配偶者・パートナーからの暴力、児童虐待などの相談。

●男性DV被害者のための相談ホットライン

電話 092-571-1462

【開設日・時間】毎週水曜・木曜（祝日、年末年始除く）17時～20時 毎週金曜（祝日、年末年始除く）12時～16時
来所相談は要予約。男性の相談員が対応。

●LGBTの方のDV被害者相談ホットライン

電話 080-2701-5461

【開設日・時間】第2火曜（祝日、年末年始除く）12時～16時 第4火曜（祝日、年末年始除く）17時～20時
来所相談は要予約。

●男性のための相談ホットライン

電話 092-526-1718

【開設日・時間】毎月第1～3月曜（祝日、年末年始除く）19時～21時
夫婦、人間関係、セクハラなどの男性が抱える様々な悩みについての相談。

●性暴力被害者支援センター・ふくおか

電話 092-762-0799

【開設日・時間】毎日（年中無休）24時間
性暴力の被害にあった方へ…一人で抱え込まず、話せるところから相談ください。匿名でもかまいません。

●福岡県配偶者からの暴力相談電話〈夜間・休日〉

電話 092-663-8724

【開設日・時間】月曜から金曜（年末年始除く）17時～24時 土日祝日（年末年始除く）9時～24時
パートナーのことがなんとなく怖い…そんなときは、一人で抱え込まず、相談ください。

●★緊急の場合は★ 最寄の警察署または110番へ

粕屋警察署 電話 092-939-0110

相談、暴力防止、身柄の確保等。

●『そうだん5』と『行政相談』

人権センター（古賀市役所第2庁舎1階） 電話 092-942-1128

【開設日・時間】毎月5日、25日（土日祝日の場合は翌平日）10時～15時
毎月15日（土日祝日の場合は翌平日）13時～15時

人権問題や家庭内のこと（結婚、相続、扶養、夫婦、親子間の悩みなど）、隣近所のこと、借地借家などの相談に応じます。
『行政相談』では、行政相談員が、行政サービスに関する苦情などの相談に応じます。
相談無料。要予約。

